

第1号様式

厚真町起業化支援事業認定申請書

年 月 日

厚真町長 様

〒
申請者 住 所

氏 名 ㊟

厚真町起業化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、認定を受けたいので、申請書に係る書類を添えて提出します。

記

1 事業の内容等
事業計画書等のとおり

2 事業名
(丸で囲んでください。)
新規開業支援事業・事業化支援事業

3 事業テーマ名 ()

4 補助金申請希望額
金 円 (消費税等含む、百円未満切り捨て)

1年目	2年目 (予定)	3年目 (予定)	合計額 (補助金申請希望額)
円	円	円	円

- ・事業化支援事業が複数年にわたる場合の各年の補助金の合計額は、補助限度額の範囲内、新規開業支援事業の補助対象年は、単年限り。
ただし、厚真町起業化支援事業公募要領第2項のア(新規開業支援事業)において交付された補助金額が、補助限度額に達しなかった場合は、交付された補助金額を補助限度額から控除した額を限度として、厚真町起業化支援事業公募要領第2項のイ(事業化支援事業)における補助金とすることができる。
- ・補助金の交付対象期間の終期は、起業した日から3年後の応当日の前日まで

- 5 関係書類
- (1) 起業に係る経費の見積書や領収書等の写し
 - (2) その他の事業計画に関して、参考となる書類
(会社概要、決算書、製品・サービスの説明資料等)
 - (3) 市町村税について滞納のない証明書

第2号様式

事業計画書

1 申請者の概要

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)		
住所	事務所(事業実施予定地): (市街化区域・市街化調整区域) 自 宅: (個人:事務所及び自宅住所 法人:事務所所在地)	
代表者の職氏名		
起業の日	年 月 日	
資本金・出資金	円	
役員・従業員数等	合計: 名 (内訳)役員: 名 従業員: 名 パート・アルバイト: 名	
日本標準産業分類 (小分類)	(町内で起業する前)	(起業後)
現在の職業	1 事業主 2 会社員 3 学生 4 無職 5 その他()	
連絡先	TEL	FAX
E-mail		
申請者の経歴		

2 事業計画の概要等

(1) 事業の内容

--

(2) 起業の動機・きっかけ

(3) 事業の必要性等(審査の評価項目)

必要性

優位性

実効性

成長性

波及効果

意欲・魅力

(4) 事業実施スケジュール

起業の日から3年間に取り組む主な事業内容と実施時期

(5) 売上・利益等の計画(実績)

起業する(した)月から3期分の売上、売上原価、営業利益、経常利益、従業員数などの計画(実績)

(6) 他の助成制度等の利用状況・予定

補助金の交付申請を行う予定の年分のみ

(7) 相談機関名

申請書を提出する際に相談した機関名 ((公財)北海道中小企業総合支援センター、(独)中小企業基盤整備機構など)

3 その他

実現したいこと、将来の展望

第3号様式

収支予算書(1年目・2年目・3年目)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	積算基礎
町補助金		
自己負担金		
借入金		
その他		
合計		

支出の部

(単位:円)

経費区分	総事業費	補助対象経費	積算内訳
合計			

これから起業しようとする場合は、3年分(1年目～3年目)の収支予算書を別葉に記載してください。
既に起業している場合は、補助金の交付対象年(補助金申請希望年)の収支予算書を別葉に記載してください。

別 表

厚真町起業化支援事業に関する審査基準

(審査方法)

- ・審査は、申請者からのヒアリング(プレゼンテーション審査)で実施する。
- ・評価項目ごとに5段階による得点方式とする。点数は、審査員が申請案件ごとに採点表に記入する。

5	4	3	2	1
非常に良い	良い	普通	あまり良くない	良くない

(採点方法)

- ・申請者1人ずつの合計点数を採点した審査員の人数で割り、平均値を求める。

(審査基準)

- ・評価項目、評価の観点、下記のとおりとする。

評価項目	評価の観点	点数
必要性	本事業の趣旨に則った適切なものであり、町内において必要性、重要度が高い業種か(不足業種か)	5・4・3・2・1
優位性	製品の製造及びサービス等に優位性を有しているか	5・4・3・2・1
実効性	遂行できる体制、販売戦略、市場分析、スケジュール、資金計画、活動実績等があるか	5・4・3・2・1
成長性	製品の製造及びサービス等が市場性・成長性を有しているか 本町の経済活性化及び雇用の創出が図られるか	5・4・3・2・1
波及効果	町内・町外の起業希望者の参考となり、それらへの波及効果をもたらすか	5・4・3・2・1
意欲・魅力	事業への取組み意欲があるか 経営者としての魅力があるか	5・4・3・2・1

注1 審査委員会の評価結果を受けて、町長が最終決定する。

注2 町長は予算の範囲内であっても、計画内容により十分な成果が望めないと判断される場合は採択しないことができる。